京城新聞

京城居留民團公文

告示第二十五號（續）

第四款公園費　金千八百五十九圓九十二錢
豫算金　千八百五十九圓九十二錢
第一項公園設備費　金千八百五十九圓九十二錢
豫算金三萬三千七百四十六圓九十八錢
第五款土木費　金三萬四千三百六十五圓二十八錢
豫算金千[illegible]五圓四十三錢
第一項測量費　[illegible]七十五圓四十三錢
豫算金三[illegible]七十一圓五十五錢
第二項修繕費　[illegible]三萬二千八百八十九圓八十五錢
豫算金一萬二千八圓五十錢
第六款教育費　金一萬二千三百一圓三十錢
豫算金七百七十二圓
第一項需用費　金千六十四圓八十錢
豫算金六千七百五十八圓
第二項舍宅新築費　金六千七百五十八圓
豫算金四千四百七十八圓五十錢
第三項營繕費　金四千四百七十八圓五十錢
豫算金三百圓
第七款警備費　金三百圓
豫算金三百圓
第一項火ノ見梯子建築費　金三百圓
豫算金五百二十一圓三十錢
第八款墓地費　金五百二十一圓三十錢
豫算金五百二十一圓三十錢
第一項墓地設備費　金五百二十一圓三十錢
豫算金五百九十五圓
第九款火葬場費　金五百九十五圓
豫算金五百九十五圓
第一項火葬場增築費　金五百九十五圓
豫算金一萬九千七百六十七圓九錢
第十款財產購入費　金一萬九千七百六十七圓九錢
豫算金五千九百四圓九錢
第一項土地購入費　金五千九百四十九圓
豫算金一萬三千八百六十三圓
第二項家屋購入費　金一萬三千八百六十三圓
豫算金十萬三千七百三十九圓八十三錢
小計金十萬五千三百九十六圓八十五錢
豫算金十八萬四千四百七十六圓四十二錢八厘
合計金十八萬二千八百五圓二錢

京城居留民團特別會計漢城病院
明治四十年度歲入出決算

歲入
豫算金五萬七千三百十五圓八十九錢五厘
一金四萬七千二百七十一圓九錢　經常部決算高
豫算金一万二千九十九圓二十四錢五厘
一金一萬二千四百五十圓四十三錢五厘　臨時部決算高
合計金五万九千七百二十一圓五十二錢五厘

歲出
豫算金六萬五千六百四十六圓九十一錢
一金五萬五千三百八十九圓八十錢　經常部決算高
豫算金金三千七百六十八圓二十三錢
一金四千百四十七圓五十二錢　臨時部決算高
豫算金六萬九千四百十五圓十四錢
合計金五萬九千五百三十七圓三十二錢

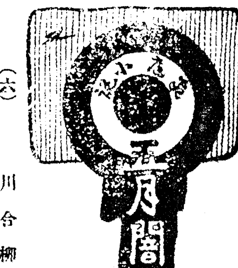
歲入出差引
殘金百八十四圓二十錢五厘
歲入出差引殘金ハ基金ニ編入ス

歲入
經常部
豫算金五萬千三百一圓四十九錢五厘
第一款漢城病院收入　金四万千三百十七圓五十六錢
豫算金二萬四千八百七十二圓五十八錢五厘
第一項藥價及材料費收入　金一萬九千五百四十七圓九十錢
豫算金四千二百八十圓
第二項診察及手術料　金一千七百三十二圓六十六錢
豫算金二萬二百八十圓
第三項入院及賄料收入　金一萬七千五百七十六圓九十五錢
豫算金七百四十八圓九十一錢
第四項財產ヨリ生スル收入　金八百二十六圓十一錢
豫算金千百二十圓
第五項雜收入　金千六百三十四圓六十九錢
豫算金二千九百四十圓
第二款南坡病院收入　金二千九百四圓八十五錢
豫算金二千九百二十八圓
第一項入院料　金二千七百九十一圓五十錢
豫算金十二圓
第二項雜收入　金百九圓三十五錢
豫算金三千七十四圓四十錢
第三款新町健康診斷所收入　金三千五十二圓六十八錢
豫算金千九百七十六圓四十錢
第一項藥價及材料費收入　金二千四百六十三圓七十二錢
豫算金千九十八圓
第二項手術料　金六百八十八圓九十六錢
豫算金五万七千三百十五圓八十九錢五厘
小計金四萬七千二百七十一圓九錢

臨時部
歲入
豫算金三千三百五十[illegible]圓七拾一錢
第一款準備金繰入　金三千三百五十九圓七十一錢
豫算金三千三百五十九圓九十錢
第一項準備金繰入　金三千七百十圓九十錢
豫算金八千七百三十九圓五十三錢五厘
第二款基金繰入　金八千七百三十八圓五十三錢五厘
豫算金八千七百三十九圓五十三錢五厘
第一項基金繰入　金八千七百二十九圓五十三錢五厘
豫算金一万二千九十九圓二十四錢五厘
小計金一萬二千四百五十圓四十三錢五厘
豫算金六萬九千四百十五圓十四錢
合計金五萬九千七百二十一圓五十二錢五厘

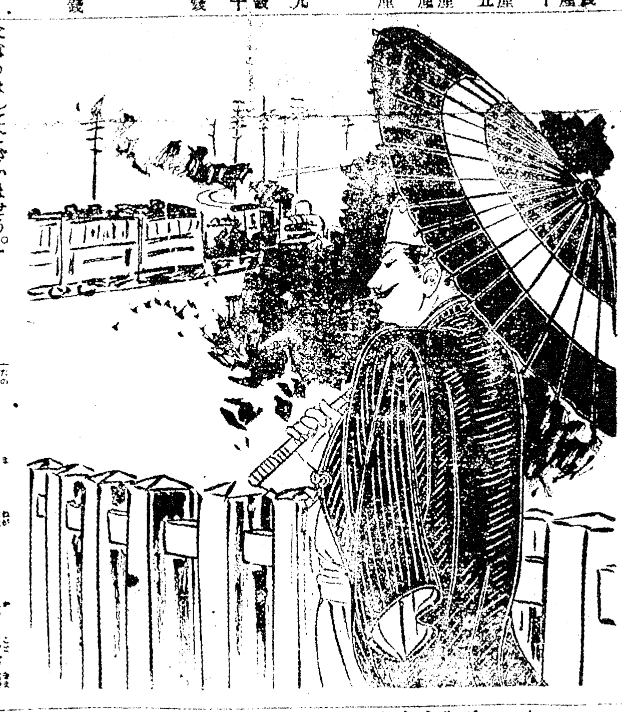
歲出
經常部
豫算金六萬三千十七圓四十七錢
第一款漢城病院費　金五万五千三百八十九圓八十錢
豫算金五万五千八百二十二圓三十五錢
第一項漢城病院費　金四万八千八百六十八圓四十錢
俸給　金一万八千百三十圓十三錢
雜給　金一万七百三十三圓七錢
需用費　金一万九千八十九圓七錢
修繕費　金六百三十九圓四十四錢
保險費　金二百七十六圓六十九錢
豫算金三千三百三十二圓七十二錢
第二項南坡病院費　金三千百四十八圓六錢
雜給　金八百七十一圓十錢
需用費　金二千二百六十六圓三錢
修繕費　金十圓九十三錢
豫算金千八百三十二圓
第三項新町健康診斷所費　金千四百八十三圓三十四錢
雜給　金二百三十圓
需用費　金九百六十九圓八十五錢
修繕費　金二百八十三圓四十九錢
豫算金二千三十圓四十錢
第四項賞與　金千八百九十圓
豫算金六万五千六百四十六圓九十一錢
第五款豫備金　豫算　金二千六百二十九圓四十四錢

歲出
臨時部
豫算金二千七百六十八圓二十三錢
第一款漢城病院費　金四千百四十七圓五十二錢
豫算金二千五十六圓十一錢
第一項漢城病院費　金二千三十六圓
豫算金千二百十二圓十二錢
第二項漢城病院設備費　金千十　圓五十二錢
豫算金五百圓
第四項南坡病院費　金一千百圓
小計金四千百四十七圓五十二錢
豫算金六万九千四百十五圓十四錢
合計金五萬九千五百三十七圓三十二錢



（六）　川合柳葉

意外なる山川が斯に雅致は四方に心を配りながら、
「すヽ此の雅致を御室家の主人公に、シテ又それは奈何して計らうか。」
「其の策略と申しまするは、斯樣でございまする。」
と側におつたる用箋に、何事かスラ〳〵と記して示した。
「よりや、その志上を」
「もし熊がお高うございます……ナれ解りますから御心配は御無用でございます。」
「君がそれ程までに云つて呉れるのなら、萬事君に任せるから宜からうやうに計らつて下れ、しかし呉々も頼んで置くが必ず輕忽な事をして中途で失敗せんやうに注意の上にも注意を加へて行つて下れ。」
「宜しうございます、其御決心を承はりました上は、命に替ねて成功させますが、しかし首尾克成功して貴方が侯爵家の主人公におなりなすつた曉は、何卒其勳功にめでゝ侯爵家の家令として、永くお側にお召使ひ下され願ひ致したうございまするが、此の儀を御承諾下さいませうか。」
「それは申すまでもない、私が御室家の主人公となつた上は、君が望は如何なる望みでも協て遣わす。」
「その御一言を承はつた上は此爾一命と[illegible]たない中に必然望みを任果せます、どうぞ[illegible]になりましてございませう。」
と手早く其書付は採丸めて、有合ふ火鉢の火に投じて、一掴て辭を改め、
「貴方の御決心次第で必然成功させて御覽に入ますが、御決心は如何でございます。」
雅致はやゝ寸時思案に沈んで居つたが、何となく不安の樣子で、
「しかし、旨く行り遂げられるであらうか旨く成功さへするなら這麼嬉しい事はないが、若も失敗した曉には容易ならない事件になるからね。」
「若も成功しなかつた曉は、貴方はかりちやございません、第一私の身が大變でございます、しかしながら鹿を追ふ獵師は山を見ずで、末の末まで案じた日には迚も大事は爲し遂げらるゝものぢやございません、まあ〳〵御心配なさらなくとも斷行するといふ御決心が着きましたら、萬事は此の狐が方寸にございます、誓つて成功致させ[illegible]樂しむでお待ちを願ひます、爲う事が極りました上は、互に健康を祝するため改めて一盞獻じませう。」
と、コップを杯洗に清めて雅致に獻じた、雅致も同じくコップを山川に差して、いづれもビールを盈々と注いで、
「プローヂット。」
カチリとコップを合せて呷と嚥み干した、同時に時計は午後十時を告げた。
山川は驚き顏に、
「オヤもう十時でございます、遲々して居ると終列車を外します、では今日はこれで御暇申します、アヽ好い心地に頂戴しましたので非常に酩酊致しました。」
「どうだ一泊して明朝一番で歸つては…」
「ハイ難有うございますが、先刻申上げました大阪行の一件がございますゆゑ、今日は失禮致しまする、其内近日伺ひまして寛りとお邪魔致します。」
と、暇を告げて停車場を差して急ぐのであつた。
いつの間にやら五月雨も降り休むで、十日あまりの月は雲の絶間々々より輝くのである。



京城新聞

韓國私立學校令

官學思想の打破

今回韓政府より發布せられたる私立學校令を見るに其裏面に藏せる精神は別として其法文に於ては別に異議を挾む所なし、唯之を運用する當局者の手心如何のみ、韓國現時の狀況に於ては教育の普及は私立學校に俟たざる可らず、故に政府は官立學校の隆昌を圖らんが爲に私立學校に向て壓抑を加ふるが如きことなく、極て公平に取締らざる可らず、目下地方に於ける教育の狀態よりすれば寧ろ私立學校の設置を獎勵せざる可らず、然るを一種狹隘なる官學思想によりて私立學校に對して手心を用る如きことあらば國民教育の前途を誤るに至るなり、由來韓國は官學思想の惡癖ありて其國民の心裡を賊すること甚だし、學業を習得するは官吏たらんが爲なりとし、農工商に學問の必要なしと思へり、此官學思想に養はれたる國民は總て政府萬能なる不埒極る思想を有するに至れるなり、故に治者も被治者も政府は國家と心得、政府の隆盛を以て國家の繁榮と誤認するなり、從て官憲万能となり官吏に非ざれば人に非ざる如く思はしむるに至る、其結果は產業の發達を等閑に付するに至り、終に產業荒敗して國力の萎微亦起つ能はざるに至るなり、現に韓國今日の衰頽は正しく官學思想の影響を受けたるものなり、病根既に玆にあり、今更に其愚を繰返す可らず、宜しく病根に向て適切なる治療をなすべきなり、官學思想の惡癖を打破して學業は官吏たるが爲になすものに非ず、農商工たるにも學業の必要あるを知らしめ、學問と云へば政治の事なりと思へる謬想を打破し、科學によりて自助の精神を養成せしめざる可らず、此等官學思想より胚胎し來れる惡癖を打破するには、官立學校が官吏製造所たる傾きあるが如き風をも斷然廢せざる可らず、私立學校には此弊害の比較的少なきを見る、法文は完全なりと雖も素と是れ死物のみ、此等の弊害を除却するは一に當局者の手心のみ、故に當局者は私立學校も官立學校も一視同認以て其間區別することなく、一意官學思想の弊を除却するに努めざるべからず、日本に於ても維新當時は教科書の如き、學制の如き、英米に則る所多かりしが、忽にして之を廢し總てを獨逸式となし官學思想を盛ならしめ大學校は官吏養成所の如くなりしを以て、痛く世の批難攻撃を受けたり、然れども一方に於て慶應義塾の如き、同人社の如き、同志社の如き、早稻田專門學校の如き、幾多有力なる私立學校ありて、多少の迫害あるにも拘らず、官學に對抗して能く惡風を矯正し得たり、若し夫れ最初の如く、英米の學制に則りたるまゝ變ずることなかりしならば、日本の今日は更に官學の弊なく商工業の如きは一層發達して國力充實し、政治も國民本位となりて名實共に一等國の班に入りたる明かなり、統監府及韓國政府は宜しく思を玆に到らせなば獎勵すべきものは英米の學風にして獨逸の學風に非ず、私學は官學に非ざるなり、何となれば私學は國民本位にして官學は政府本位なるを以てなり、言ふまでもなく韓國の改造は教育にあり而して其教育は私學に委さるべからず、斯る際に於て明かに官學を獎勵して進化せる兩班乃ち腐敗したる官吏をなして能事となし、私學校の撲滅を策するが如き事あるに於ては、余輩は當局の不心得を決して寸毫も看過すべからざるなり

漢城便り

▲清國政府は憲法大綱なるものを發表致候其第一條に曰く「大清皇帝は大清帝國を統治し萬世一系とす」と現時の大清皇帝が現時の大清帝國を統治するは如何なる支那人も異存なかるべきも萬世一系は支那の歷史を無視したるものと存候履黑き滿人の滿廷維持策は一系の路中に包まれ居候

▲憲法は此頃東洋の流行物の如く相成申候我國の如き君臣の關係に於ては別として一體憲法は下賜さるべきものに非ずして奪ふべきものなりとの[illegible]有之候との事に御座候露西亞、波斯、土耳古乃至支那の憲法は近世的の意味に於て憲法と稱し得べきものに無之かると存候

▲京城日報二周年紀念號は目覺むる程美しく出來致候元老名士の題字祝詞寫眞版木版色摺等到底他の企及し能はざる處に費用と勞力とを吝しまざるは遙かに日報の特色に御座候此紀念號に接したる記者は大岡君が新聞經營に關して一種の技量を有することを僅かに相認め申候

▲臺灣に臺灣日々あり滿洲に滿洲日々あり共に御用新聞にして論議の點に於ては成功し居るが如きも紀念號に於ては未だ成功し居らざるもの、如くに候、己に紀念號に於て成功したる[illegible]論議に於ても必ずや成功せらるゝことならんと存候願はくば大岡君たるもの[illegible]れたる精力と才力とを日々の論議にも移されんことを切[illegible]

▲鯛が跳ねれば雜魚も跳ねる日本大博覽會の中止は京城博覽會の計畫に何等の影響を與へざるや序ながら伺ひ申候

東電報

▲東宮殿下の御昇進

東宮殿下には十一月三日を以て陸海軍中將に御昇進遊ばさる可しと

▲奉天の森林會議

奉天に於ける森林會議は不日開會さるべく一二回の交涉を經て一切の難問題も解決に至るべき見込なり

▲加州共和黨の亞人排斥

本月廿八日米國加州共和黨の大會にて決定せし政綱中亞細亞人排斥の一項ある旨同地總領事より電報ありたりと云ふ

▲二百十日の天候

明日の天候は九州南部四國南部に多少の雨あるやも計られざれども其他は一般に盤天なるべく又所によりては驟雨あらんもさしたる風雨なき見込なり(以上三十一日發)

雜報

●清國憲法大綱

清國政府は去廿八日附を以て左の憲法大綱其他を發表せり

▲憲法大綱

◎君上の大權

第一 [illegible]系とす
第二 君上は神聖にして尊嚴犯すべからず
第三 法律を欽定發布し議案を發する權
第四 議院を召集、開閉、停會、解散するの權
第五 官を設け祿を制し及び百官を黜陟するの權
第六 陸海軍を統率し軍制を編訂する權
第七 宣戰、講和、條約締結及び使臣の派遣使臣を認受する權
第八 戒嚴宣告の權
第九 爵賞及び恩赦の權
第十 司法權を綜攬し審判衙門を委任し欽定法律に從つて之を行ひ詔令を以て隨時更改せず
第十一 命令狀を發し及び命令を發せしむる權但し既定の法律は議院の協贊を得て欽定を經るにあらざれば命令を以て更改廢止せず
第十二 議院閉會の時緊急の事あれば法律に代るべき詔令を發し玆に詔令を以て必需の財用を措置するを得べし但し次年の開期に至り議院の協贊を求むべし
第十三 皇室經費は君上より常額を制定し國庫より支出し議院之を議する能はず
第十四 皇室大典は君上より皇族を督率し及び大臣を特派して議定し議院干涉するを得ず

◎臣民の權利義務

第一 法律命令章程の資格に合ふ者は文武官吏及び議員たることを得
第二 法律の範圍內に於て言論著作出版及び集會結社の自由あり
第三 法律章程に由るにあらざれば逮捕、監視、處罰を加へられず
第四 其提訴の案件につき法官の審判を求め得べし
第五 法律に定めたる審判衙門の審判を受くべし
第六 財產及び居住は故なく侵害を加へず
第七 法律章程により納稅當兵の義務あり
第八 現に納附の賦稅は法律を更改新定するにあらざれば一切舊に據り納附すべし
第九 國家法律を遵守するの義務あり

▲議院法要領

第一 議院は建議の權あり決して行政の責なし總て決議の件は欽定の後を俟ち政府之に奉行するを得
第二 議院の提議事件は必ず全國公同利害に關するものにて一省尋常の事は提議するを得ず
第三 君上大權の定むる所及び法律上必需の一切歲出は政府と協議するにあらざれば議院は廢除削減するを得ず
第四 國家の歲出歲入每年豫算は議院の協贊を經べし(其他の事項は重要ならざるにつき省略す選擧法も普通なれば略に從ふ)

●參與官及大臣會議

昨日午前九時より統監邸に於て各參與官參集參與官會議を開かれ同十時各大臣參集大臣會議を開かれ正午散會せり副統監、石塚、倉富、俵、岡、中村(木內代)荒井の參與官出席

●和蘭女皇誕辰日

一昨日は和蘭國女王誕辰に相當せるが右に對し白耳義領事館より受賀を斷り來れりと

●丸山知事の御暇乞

島根縣知事に任ぜられたる前警視總監丸山重俊氏は來る五日出發赴任せらるゝに付一昨日夫人同伴昌德宮及び德壽宮に參內し御暇乞申上げられたり

●御苑事務局の新設

宮內府は今回御苑事務局を設け局長は宮內次官の兼任となし動植物苑博物館に關する事務を處理せしめ尙本年度の經費豫算は十五萬圓を計上せりと云ふ

●松井局長の視察談

自分は從來警察其の他當に實際の事務に當る者は空理空論を避けて何事も實踐躬行せざる可らずと信じ而して此れが實行には先づ官吏が常に地方を視察して其の風土人情を明にし實情に適合するの施政をなさざる可らざるを思ひ曩には巡視官を設けて絕へず各地を視察せしめ又部下の警部の如き出來得る限り地方に出張せしむるの方針を執れり此れ國を異にして習慣を同ふせざる此の國の官吏としては最も必要なるべきを以てなり然るに自身は本年春三南地方四道の巡視をなしたるの外事務多忙にして未だ普く各地を巡視するの機會を得ざりしが今回地方行政刷新のため官制を改正して各道に警察部長を置かれて其の會議を了し又新たに警察署を增置せられて署長の任命を終りたるを機とし往復一ヶ月の豫定にて黃海平安南道の各道を巡視する筈なりしが未だ行程の半ばならざるに途中より俄かに歸京を命ぜられたるは遺憾なりしと雖も黃海道の大体及び平安南道の平壤鎭南浦は此れを視察するを得たり自分の視察は單に主管事務なる警察のみに限らず地方の實情を知るの目的にて眼を廣く各方面に注ぎ殊に中央政府と地方人民の意思の疏通を圖るに力を用ひ曩に三南地方の巡視をなしたる時と同じく到る處韓人の重なる者を集めて談話を試み世界に於ける韓國の位置及び日韓の關係等を述べ且つ詳細に實例を擧げて此れを說明し以て地方民の誤解を釋くに努めたり此れ今日韓國上下の大患たる暴徒蜂起の大原因は中央政府と地方民の意思其の疏通を缺げるに存すと信すればなり自分が巡視したる地方は教育熱頗る盛んにして此れを一面より見れば韓國文運隆興の兆として慶すべきが如きも其の實際は思想の堅まらざる青年に或は社會問題を說示し又は政治問題を研究せしめ即ち教育と政治とを混同せる傾ありて其の弊害に甚しきものあるを認めたり現に海州にて觀察使の語る所によれば先日同地の兩班數人相會して小宴を催せる所へ一人の少年進み出で公等は今韓國の現狀を如何に考へ居るや今は國家危急存亡の秋にして長日酒に親むの時に非ず上下宜しく心を一にして國運の挽回に努めざる可らざるに非ずやとて悲憤慷慨の淚を流したりと云ふ以て一般青年が如何に空理空論に狂奔して着實なる修學に怠り居れるかを推知すべし如斯にして幾多の青年を政治熱に浮かせて狂的に走らせ空論に時を費さしめて實務に遠かり徒らに所謂燕趙悲歌の士のみを養成して此の國の健實なる發達を期し得べきか自分は此の點に關しては官民に向ひ深く反省すべきを戒め置けり(未完)

●學會令の發布

韓國政府は昨日の官報にて左の如く學會令を發布せり

第一條 本令に於て學會と稱するは名稱の如何を問はず教育學藝の普及發達を圖るを目的とする團體を云ふ

第二條 學會を設立せんとする者は其の顚末に設立者の履歷書及左の事項を記載したる會則を添へ學部大臣の認可を受くべし

一、目的 二、名稱 三、事業
四、事務所の位置 五、會員の資格
六、入會及退會に關する事項
七、役員の撰定に關する事項
八、經費の收支及資產に關する事項
九、支會を設くるものは其名稱位置其の他支會に關する事項

第三條 會則を變更せんとするときは學部大臣の認可を受くべし

第四條 學會には會長を置くべし
會長は學會を代表し會務を掌理するものとす
會長の新任及退任は其都度學部大臣に報告すべし但し新任者の報告には履歷書を添附すべし

第五條 學會は營利事業と爲し又は政事に關涉することを得ず

第六條 學會は其事務所に會員名簿及資產原簿を備へ會員の異動及財產の狀況を明記すべし

第七條 會長は每年一月其前年に於ける財產及會務の狀況並に會員の數を學部大臣に報告すべし

第八條 學會に於て本令又は設立認可の條件に違背し其の他公益を害するものと認むべき行爲ありたるときは學部大臣は其の認可を取消すことを得

第九條 設立認可を受けずして學會と認むべき事業を爲すものに對しては學部大臣は其禁止を命ずべし

第十條 地方官は學部大臣の指揮を承け所管內の學會を監督す

第十一條 本令に依り學部大臣に提出する文書は事務所々在地所轄の地方官を經由すべし
地方長官に於て前項の文書を受けたるときは意見を附して之を進達すべし

附則

第十二條 本令は隆熙二年十月 日より施行す

第十三條 既設の學會は其設立の認可を受けたると否とを問はず總て本令施行の日より二ヶ月以內に本令規定に準じ學部大臣の認可を受くべし

●仁川有志大會

民長問題に就て

曾禰副統監は民長問題に關し仁川議員に面接を快諾されたるにつき右面接委員五名は一昨夜其日取を協議したる結果愈よ本日仁川發二番列車にて上京し同日副統監に面會することに決し尙仁川議員の目下の立場は本問題に關し提身直ちに副統監の意見を叩き其語られたる所を世上に發表し以て最後の態度を決するものにして其結果或は目下の民論に一變化を來すか若くは民長官選に對し事情不明の爲め官民相互の誤解を闡明するの好機會となるやも計られざる大事の場合にあるを以て右委員は念の爲め一般居留民の意見を徵する必要ありとなし昨夜午後六時より民役所樓上に於て有志大會を開き種々協議する所ありたる筈

●仁川沿岸滊船成行

仁川有志の計畫中なる沿岸滊船會社は曩きに立石幹氏が櫻井丸に便乘し視察を遂げたる結果近々同志の集會を催す由に聞けるが同會社設立發起者中種々の事情伏在して意見容易に一致せず今更に資金を投じて都て會社となすは稍々困難なる事情存するにより廻漕業者は其持船を提供し之れを時價に評定して出資となし尙韓政府の補助を待て合資組織となすを捷徑とすべしといふ

●車輛會社と仁川有志

仁川車輛會社設立に關し時機尙早の嫌あるを以て當分見合せとなりたるは當時報道し置きたる所なるが其後仁川經濟會一同の有志は著々本會社設立に關する調査を進めつゝあり目下京城滯在の某資本家に就て投資交涉を開始すべく仁川有志の意見及目論見書を作製せんと唱ふる向ありと

●鑑定問題の再交涉

仁川稅關が曩きに消火器輸入に對し撤水器と鑑定し下駄類粗製品を工藝品として既成品より高率なる課稅をなしたるに對し商業會議所より其引下及改正を請求したるに當時稅關長不在の爲め要領を得るを得ざりしに依り今回宮木稅關長歸任したるを以て再び交涉を重ぬる筈なりと

●萬壽節陳賀延期

萬壽聖節陳賀は國忌(神德皇后御祭日)に付十日間延期する旨御裁可相成りたり

●岩崎武官轉任

外波八雲艦長が統監府武官に任ぜられたる事は前號の東電に見へたるが右は岩崎統監府武官が海軍省へ轉任せられたるに就き其後任として外波の來任を見るに至りしなりと因に岩崎少將は或は外國大使館附武官に任ぜらるべしと

●故橫川大佐の葬儀

韓國駐劄軍第五十一聯隊陸軍步兵大佐橫山新治氏の葬儀は二十八日午前九時より青山齋場に於て佛式に依り擧行したるが會葬者は寺內陸相代渡邊秘書官、南部、松川兩少將、立花大佐其他親戚知人數百名にて儀仗兵は一齊に弔砲を發し中々の盛儀なりし故大佐夫人は目下病氣の爲め入院中なりと

●仁川商業組合總會

仁川各商業組合は來る十一月中各組合總會を開き相互業務の融和、社會の統一を期する筈なりといふ

●藥師川少佐の出張

京城分隊長藥師川憲兵少佐は元山地方視察の爲め昨日出發す

●獨乙士官の滿韓觀察

九月中旬後滿韓戰地觀察の爲めに派遣せらるゝ獨乙士官は六名の處更に二名增加せる旨其筋に通知ありたり

●各學校授業開始

暑中休暇中なりし京城民團立高等女學校及び第一二の尋常高等小學校等は昨日より授業を開始せり

●近事片々

▲大倉喜八郞曾て韓人に一杯喰はされて群山近傍に多大の土地を買込みたる事あり
▲然るに地券面と地面とは相違し手も付けられず流石の大倉ギャフンの有樣なりき
▲其處は大倉也頗に伊桂兩家に取入りて拓殖會社に甘く賣付る約束なれりとは異乎
▲土地と共に部下の中西某迄も拓殖の理事に賣込み世間は之を凄腕と稱するは異乎
▲果して之が事實ならば實に怪しからぬ事也よもや伊桂兩家とやらが承諾はせまい
▲併し部下の中西某が理事たるは事實らしければ或は何とも判らぬと云ふ者もあり
▲御用商人の秘術は奈邊に閃くか出沒自在捕捉す可らず世は之を稱して凄腕と云ふ
▲御用商人と官吏とは何時の世も關係するものと見ゆ世は之を苦々しく思ふのみ也
▲御用商人としては大倉喜八郞は日本隨一の豪の者也此事敢て怪しむに足らざる乎
▲京城民團議員は辭職の理由及府令撤回請願書を撰擧人に配付せられたり此際必要
▲更に此問題を帝國議會に提出することゝなし貴衆兩院議員に向て運動を爲せりと
▲帝國議會は國民輿論の府也在外同胞の權利に關する重要問題として討議すべし
▲帝國の大陸經營は在外邦人に待つ所多し此健闘者の意氣を沮む政策は斷じて非也
▲帝國の對外經營官憲よりも在住邦人の力を要する多し表裏決して顚倒すべ可らず
▲官憲の都合耳計りて在住民の權利を抑壓するが如きは如何なる理由あるも許さず
▲帝國議會は必ず在外同胞の味方となりて大陸經營の聲援をなさん正義は勝利者也
▲爭議は宜しく公明正大なるべし議會の問題となすは最も當を得たる者也極て好し
▲啼子と地頭に勝たれぬは古の事なり理のある處は飽迄爭はざる可らず屈する勿れ
▲伊公は反對論を無意味也と云へり無意味乎有意味乎國民の輿論は何と解決する乎
▲黑鳩將軍の日露戰爭の起因と題する論文マックラス雜誌に掲載せらる其論稍公平
▲依之觀之ウイッテの極東に於ける經濟的經營が時に軍人側を壓したる跡明に現る
▲亞歷斯夫とウイッテの確執ウイッテの勢力時に亞氏を壓したる者の如き觀ある也
▲其狀恰も滿鐵が關東都督府に對すと同樣の趣あり當時の露國政界の裏面漸次露顯

（三） 第五十一號 京城新聞 （水曜日） 明治四十一年九月二日 （明治四十一年第三種郵便物認可）

京城居留民團公文

京城居留民團規則第十五號

明治三十九年九月京城居留民團規則第二號京城居留民會議員選擧ニ關スル細則中左ノ通改正ノ件理事官ノ認可ヲ得タリ

明治四十一年九月一日　京城居留民團民長　熊谷頼太郎

第二條　投票用紙ハ選擧會場ニ於テ選擧有權者ニ之ヲ配付ス

參照

京城居留民團規則第二條京城居留民會議員選擧ニ關スル細則

第二條　投票用紙ハ遲クモ選擧ノ期日前一日迄ニ之ヲ配布スベシ

居所不明ノ爲投票用紙ヲ配付スル能ハサルトキハ民長ハ其ノ氏名ヲ選擧會場前ニ掲示スベシ

投票用紙ノ配付ヲ受ケサル者ハ投票日時内ニ民長ヘ申立交付ヲ受クヘシ

指環

短編小説　下の三　新樹作

「れ父さんが承諾せんから、夫で僕の意志に從はれんと云ふのですか。」

「ハイ。」

「芳子さん、貴女は御父さんの許可を仰がん前に、既に僕の意中の人となつて居つたじやありませんか、已に貴女は僕の妻で、僕は貴女の夫として共に誓つたじやありませんか、成程、法律上正式の手續こそ經ないが、ナニ法律の如な形式の手續をせんでも妻は妻、夫は何處迄も夫ですぞ、夫を貴女は、誰れの許諾を得て、東京に行くなど云ふのですか、御父さんが許さん杯とは單に口實に過ぎんのでせう、立見の云ふ通り貴女は、矢張り虚榮の夢に醉つて居るのですね。」

中尾は、言葉を強めて、

「芳子さん、一体名譽は何んです、百萬の富は何れ丈の價値がありますか、名譽は人の恨の塊りですぞ、富は萬民膏血の塊りですぞ、世にも汚れたる名譽や財産をすてゝ神聖な高々たる戀を望まんのですか。」

「…………」

「萬一貴女の虚榮に成る戀が成功したからとて、此の指環は承知しませんぞ、僕が此の指環を持つて、大尾の家に飛び込み貴女の罪惡を併べ立てたら、貴女は如何します、昨日の金殿玉城の榮華の夢は、忽ち茅茨破屋の悲哀史と覺めて仕舞ますぞ。」

「エ、ツ。」

此の一言は芳子の耳に百雷の轟よりも、尚ほ恐ろしく響いたのである。

「芳子さん、僕は決して貴女を惡むのじやありませんよ、貴女の將來を思ねばこそ、東京行に極力反對するのです、虚榮に憧れた戀は、到底圓滿なるホームを作ることは出來ませんぞ、ですから最う一度心を取り直してね、僕の妻になつて下さい、ね芳子さん。」

「中尾さん、何卒御容し下さい、妾はどうあつても……。」

「夫じや如何しても、僕の妻になれんと云ふのですか。」

「ハイ。」

中尾はヤオラ立ち上つて、暫時月を眺めて居たが、

「芳子さん」と言葉も高く、

「僕が之れ程迄に云つても、貴女は未だ了解せんのですか、エ、ツ、何處まで良心の腐敗した女だ、最う之れまでだ、僕は最後の手段を實行する、サア覺悟を……。」

鞘をギラリ拂つて高く頭上に翳した短刀は、氷を欺く刄、サツト紫電閃いた。

、、、、、、、、、、、、、、、

南山の美人殺の噂が、パツト世人の口の端に浚れてから、二日目の朝であつた、碧水溜々乎として流るゝ漢江は、麻浦の邊に、一箇の男の死骸が浮上つた、其の口に固く喰へ締めた指環は、臨檢の警部や、醫士や、數多の見物人に、少からぬ不可思議の念を與へたのであつたが、やがて彼の人を掻き分けて死体に取り付き慨慨無量に泣く二人の青年、夫は云ふまでもなく、立見信平と秋間忠雄であつた（完）

●仁川舟遊會模樣

仁川居留民は仁川紹介の爲め副統監以下各高官を招待し舟遊會を催す筈なるが其内容を擧ぐれば左の如し

▲日時　來る五日午後二時より舟遊會

▲同日午前中　副統監各秘書官に仁川街の狀態、學校病院等の巡視を乞ふ

▲正午　には各來賓に午餐を供す

▲同日　夜に入り一山樓に於て官民大招待會を催す筈

▲來賓　は副統監、鶴原長官、中山書記官、荻田、佐野、國分各秘書官、各部次官、鐵道長官、稅關工事部長、佐野水道技師、園運輸部長等

尚同日天候不良なるときは舟遊會を中止し夜間の招待會に止む

●龍山浸水家屋

過日の洪水にて龍山に於ける浸水家屋は凱旋町三八櫻町三七元町一二三丁目六一濱町六旭橋通八一梅町四五神明町四八麻浦三六七西湖三四九漢江二九其他十一なるが其損害高等は目下調査中

●保定號の虎列剌

八月卅一日午後七時着仁川理事官の電報によれば卅一日午前六時上海より入港せる清國汽船保定號乘組火夫一名午前八時頃より類似虎列拉に罹りたるを上陸後稅關に於て發見せるを以て患者は直ちに避病院に送りたり又乘客淸人十三名中二名は當地淸國居留地に居たるに付き同國領事に對し相當の手續交渉をなし他十一人は即時入京し上海商人の多數住居せし宮町附近に赴きし趣なりと因に該船は仁川港外に五日間停船せしむることゝなれる由

●春川の敵討

江原道春川郡南山外面君子谷と云ふ所に住める李鳳春といふ男あり此男生れながらの怠けものにて此怠けものに付物なる賭博と酒と女が大好きにて家業なぞは顧みることなく今日は何處の酒幕明日は此處の酒幕と飲み廻ては賭博と女とに耽り歸れば其妻を打つ叩くなど散々の亂暴を働き棒にも箸にも掛らぬ代物なるに其妻も一時は我慢せしも斯る亂暴をなすこと度々にて殆んど常の如くなるを以て愈よ我慢の緒を切り夫の仕打を恨むの餘り遂に毒を服して自殺し果てたれば他に別家する妻の子二人は此始末を見て悲みの餘り母の恨を晴らして呉れんと二人相談の上李鳳春の家に至りて李鳳春を戸外に曳出し根棒を以て母の恨み思ひ知つたかと亂打を加へ遂に撲殺するに至れりと

●氣の毒な境遇

南署紫明洞二十五統三戸李順元といふは先き頃迄仁川花開洞にて卵商をなし居りしが近頃の不景氣にトテも一家の生計を遂ぎかぬる所より家財道具を賣り拂ひてツイ一兩日前京城に來り明紀の所に家を構へ又々元の卵商を始めしもヤハリ京城も不印にて思ふやうに行かず今は三度の食事さへ爲し兼ねるより己むを得ず妻に因果を含め上茶洞なる蝎甫屋某方に一ヶ年八十圓の約束にて賣り飛ばしソレを以て一時一家の危急を凌ぐことゝせしとかなるがサテも可憐なる境遇なる哉

●今は韓人の妾

仁川花房町に美登里とかいふ小料理屋ありけるが其所に此の間迄酌婦奉公をなし居りしれどみといへる女ありたりサテ此女こそ年の若いに似合はず莫連者にて此れ迄も男をタラして金を絞つたことも十度や二十度ではなく隨て近頃は大分に貯金も出來たとの評判なるが兎も角此女には一ツ惡い癖ありて一と度男と關係すると直きに其の男の家に赴きて三日も四日も泊り込むより主人方にては非常に當惑し此迄も屢々戒むる所ありしも本人は更らに平氣にて一向主人の戒を守らざるより主人も今は愛想をつかし終に暇を出せしに女はナニ愛ばかりが月の照る所ではない天道樣と米の飯は何所にもあるとばかりに其の足にて早速安東縣に行き東京庵とかいふ屋に仲居奉公として住み込みしもヤハリ元の癖は矯らず不相變客の家に泊り込みて五日も六日も歸り來らざるより其所にも彌掃となりしかば已むなく一週間許り以前京城に來り櫻屋旅館に宿泊せしも大事の宿料がなく殆んどチヨーバリしがある人の情にて宿錢を拂つてもらひ今は西署龍山坊の韓人朴明煕とかいふものゝ妾となり乳繰り合ひ居るとかいふ投書ありたり

●醉漢車夫の横面を毆る

旭町一丁目加茂村與三郎（[illegible]）といふ男は一昨夜十二時頃何處で飲んだのか大に醉つ拂ひアチラへヨロ〱此方へヨロ〱と鼻歌唄ひながら獨り天下の如くに心得て行つて來る途中に出會したのが新町三丁目人力車夫田畑常年（三□）といふ運星の惡い男にて與三郎は見るより早く常年の横面をイヤといふ程二ツ三ツ毆りたる上に車体に一ヶ所の損所を受けたれば常年も默つて通るべきにあらずと摑り返しをなさんとする所に警官出張し南部警察署に引致し取調の上九十錢の損害賠償を命せられドエライ目玉を頂戴し醉も何も醒めたとブツ〱云つて引下りたり

●[illegible]のゴタ〱

昨日午後九時頃[illegible]派出所前なる支那人商店德興號に於て多數の人が寄り集りて騷々しき物音聞へければ詰合の巡査は何事ならんと駆付け取調べしに若草町四十五番戸居住島根縣平民谷本兼重（三五）といふが兼て同號にて大連の彩票を買ひ居たるに此頃抽籤ありたれば其當り番號を見に行きたるに番號の事より喧嘩を初め兼重が同店員を毆りたるが爲めなりとのことゝ知れたれば兼重は其場より警察署へ一寸コイ

●土塊の下で死す

中部相洞統戸不詳元陸軍尉官學西方下人崔相根（三七）は一昨日午後一時本町十丁目の畑中にて高き崖の下にて土を掘り碎きつゝありたる處圖らずも高さ八尺以上餘の崖上より大なる土塊崩落したるため無殘土塊に敷かれ居る報知銅峴分署に達せらるゝや警察醫及び部長等出張檢視を遂げたりしに腹部を甚しく壓したる爲め絶息したるものなりと明り死体は直ちに妻なる洪姓女に渡されたるが妻は其の死体に取りすがり泣き崩れたる態は外の見る目もいと哀れなりしと

●二人只乘り

和歌山縣生れにて住所不定の森本米藏（十八）と云ふ男は大和町三丁目十九番戸土方業阪田市助と共に一昨夜十二時頃本町六丁目にて韓人車夫に命じ大急ぎでやれと二名の韓人力車に打乘り龍山大林組事務所附近に至り此處でチヨツツと車を下るや田阪は一目散に駆出し何處へか消え失せたるにぞ二名の車夫は大に驚き逃げ遲れたる米藏を捕へ阪田の行衛を其處と捜したれど皆目知れざるより車夫は米藏を入質として又々本町六丁目まで引返したる上車代二圓を請求したるに元來が薩摩守を極め込む策略で乘つたことゝて金のカの字もなきより車夫は遂に森本を南部警察署へ突き出したりとは困つた動物ではある



●ヤ印の家覗き

昨日午前三時半頃銅峴分署の巡査が巡回中一人の日本人が或る韓人家を覗き居るより此奴テツキリ泥的御參なれと引つ捕へて能く〱取調べたるに岡山縣の産にて當地の田中某といふ友人の家に止宿し居る網島彌佐久（四〇）といふチト精神の狂ひ居るものと判りたれば懇々説諭の上放還されたり

●之れもキ印の家覗き

一昨夜南山町二丁目六十七番戸南波熊太郎（四七）が隣家より留守番を頼まれ居たるに午後十二時頃留守家の裏門戸より家内の樣子を覗ひ居る男あるより此奴泥棒に極つたりいで引捕まへて呉れんと直ちに取押へて見たれど韓人にて言語不通の爲め要領を得ず南部警察署へ突出したるに此奴は狂人にて住所も姓名も名乘らざれば取調べの上放還されたり

●ヨボの賭場崩れ

下犂谷洞二十三統七戸前判書韓主尚方下人居所溫實にて高光云成明花、孔德須、金德壽、姜聖九の五人が金を賭して花に夢中になり居る處を一昨日午後一時日本巡査と韓人巡査の二名に捕縛されて銅峴分署へ引致さる

●赤痢

龍山鐵道官舍第二號宿二四江村新之丞（十八）は二十六日夕刻より腹が痛いと苦しみしが卅一日の診斷にて赤痢症と明り直ちに龍山避病舍に送らる

●傳染病

京城櫻木町二丁目百二十四番戸作田米作明治町二丁目五十番福田守一方吉田健次郎理事廳監獄署内脇着熊次郎は三十日何れも赤痢に罹り若草町一丁目百廿五番鳥谷寶藏南山町三丁目七番佐々木正三郎は何れも三十日腸窒扶斯に罹り青坡病院に送らる

●新町より

●●●近頃はメツキリ涼しくなつたので先頃まで寂びれ返へつた新町も大分景氣付て來た樣に思はるゝ又た月初のことゝて月給取りの連中が懐ろの暖かいのでチヨンガー生活の鐵筋なぞ出懸るものが多いので此處當分は好景氣だろうと察せらる其證據には先月まで六十名乃至七十名位の嫖客なりしが昨今に至りては八十名九十名にも及ぶ併し總計百六十名の娼妓なれば其半數は相變らず茶挽く割合となる併し此れ以上の景氣は到底望み得ざることで若し同廓繁榮を策らんとせば全体の値段を下ぐるが上分別である之れ樓主に取つても得策であるまいか少數の嫖客より二十圓を得るより多數の嫖客より三十圓を收むる方樓主の爲めである故に雀は聊か樓主に忠告するのである

●歌舞伎座本日の藝題

●●●同座本日の藝題は京城日報所載「高麗物語」六幕八場にして場割及び重なる役割は左の如し

一慶會樓宴遊會、二光化門外要路、三閔中將宅、四閔中將墓地、五娘紅連居間、六閔宅奧庭、七鍾路明月館、八大漢門前

鄭春陽（大山）閔紅連（桂）下女松（吉野）參政大臣（芳川）金丁成（山路）李陸星（小泉）李敬翔（酒本）閔奎錫（伊藤）

●取消

貴紙第四十四號雜報欄に於て亂暴なる教員と題し南山町三丁目第二小學校前下宿屋に止宿せる仁川方面の教員十余名が暴飲暴食し卑猥の言語を弄し亂暴の行爲ありしとの記事投書ありたるは多分竹下下宿屋に投宿せる吾等を指しものならん然るに仁川方面より來れるは只五名のみにして暴飲暴食其他卑猥の言語云々とあるは時に知人などの訪問を受けたる際客と晩餐を共にし或は談笑に時を移せしことあるもかゝる事實なし其他の記事に關して以何分多人數合宿せる事故自然混雜を來し從て外聞上時に喧騷の感あらしめしやも計られざれども該投書の如き事實は全く無根に付此全文を御掲載の上速に御取消相成度右及請求候也

明治四十一年八月三十一日　仁川方面投宿者　兼信學、林田欽一、落合壽九郎、竹澤信太郎、小池忠太郎

京城新聞社中

○（平）○（民）○（文）○（庫）○

▲時候の變り目で大分病人が多いやうだ各自衞生を重んじ玉へ（醫者）▲流石に停車場の時計は正確だが郵便局のは毎時修繕中だ（時計の無い人）▲英國殿が近來馬鹿に振つて來た官煙は緊褌一番すべし（愛煙家）▲京城に能辯の練習所を拵へたらよいでせう（演說好）▲韓美電氣會社の車台は一寸も改良しない其の癖賃金値上げの實行丈は甚から仕て居る（公平生）▲通信管理局の給仕の月給は馬鹿に安い上げたらドウか（給仕）▲京城は家賃が高い下げるが至當だ（借家人）▲ソレから散髮料も高い十五錢位でチヨツトだ（ハイカラ）▲京城で紙スキをしたら儲かるさうだ（飛躍生）▲儲かる仕事なら默つて自分で爲さい（編輯小僧）▲十七八歲の靑年給仕に雇はれたし欲しい人は本欄迄〳〵（ヤマキ）▲滑稽雜誌が京城にない確かに一ツはあつてもよい（讀書家）

●天氣豫報（自一日午後六時至二日午後六時）

北又は東の風晴

一日午前六時各地氣象概況

北又は東の風吹き概ね快晴なり

廣告

工學士佐々木正二郎儀病氣の處療養相叶はず昨曉死去致候間此段辱知諸君に謹告仕候也

追て葬儀は郷里に於て相營申候

明治四十一年九月二日

京城南山町三丁目七番戸

母　佐々木もと

三井物産合名會社京城出張所

新講談 富本半平の身上(五)

大關位得手勝手な者はありませんナ眞正の所其場分な御祝儀を下さつた客樣が早くお歸りになれば宜いと思ひまして子……實にもつたい無い話ですが……何しろ座敷でしたゝかに頂戴致しましたから孝作は人力車の上で鼻唄か何かで大分浮れて居る手前も醉つては居りますが小冬一件が胸にあるから鼻唄どころでは無く如何して此孝作をまいたものかと其事ばかりが苦勞になつて堪らないそう斯するうちガタ〳〵ッと半町ばかり人力車が驅け出しましたサア如何も氣が氣で無い其處で手前は無論此アッ大變な事をやらかしちやつたと先づ[illegible]といふ一言に鼻唄も何處へやら何ッ大變な事ッ……一體如何な事をやらかしちやたのだと醉つては居るが流石に心配と見ねて眞剣に問い掛けるから手前はナーに他ぢやア無いが餘りあはを喰つて人力車に乗つたので便所に往きそくなつたのが祟つて來やがつて先程からウンと辛棒をして居たがもう如何にも斯に辛棒がしきれ無くなつたのだといふとヘン人を驚かすない小便かつまたんならたれやア事が濟むぢやア無いか大變だなんて大業な事を吐すから思はずギョッと冷汗ぢや無いか眞逆此處からヒョコレもすまいからサア〳〵人力車を下りて何處ぞ其處らで用を足して來るが宜いやと孝作め計略とは知らずにヲイ車夫連の野郎が小便が出たくなつて堪らないといふから鳥渡下してやつてくんねえと人力車を止めサア早くやつて來いと手前を人力車から下して呉れましたシメたといふので手前は一散に驅け出し彼のそら籠屋新鑑の小蔭に小さくなつて隱れて居りますと半平の野郎何程ツマッてた小便だつて餘り長過ぎらア……ヲイ車夫お前迷惑だが鳥渡往つて見屆て來て呉んねえ……若かすると性が惡い男だからドロンを極めたかも知れない大膽な奴は俺ッちに世話ばかり燒かせやがるなぞといふ孝作の聲が手に取る樣に聞ゆるのです

孝作の言いつけで仕方無しに提灯を振り照しながら其處らを尋ねながらやつて來て手前の姿を見付た車夫は旦那此處にゐでゝしたかお連樣が大層お待ち兼ねでムいますから御用が足りたらサア直ぐにお人力車にお召し下さいといふ其聲を手前はシッ〳〵と押へ車夫手を出しなといつて二十錢ダラを一ッ奮發しヲイ宜いか今いつた通りの譯だから何處を探しても見つかりませんといつて其儘はお前が宜い工合に胡麻化してな……と頼み込むと二十錢の鼻藥が利目が現はれたと見ねへゝ宜うがすと大請合に請合つて引ッ返し暫時孝作と押問答をして居た樣子でムいましたがトウ〳〵孝作一人を乘ッケた儘威勢宜く驅出しちまいました



●新聞料 ▲一枚金二錢 ▲一ヶ月前金[illegible] ▲三ヶ月[illegible] ▲六ヶ月前金[illegible] ▲一ヶ年[illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回四十錢 ▲特別[illegible]
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新聞社